

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載) ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 生産物等売払代金の収納事務の委託 【公告】 ○ 岡山県医療審議会からの答申
		担当課(室)	保健福祉課 環境管理課 障害福祉課 〃 教育委員会 医療推進課
		目次	
		担当課(室)	

◎岡山県規則第四十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一(一)の項1中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同項2中「二、五三〇、〇〇円」を「二、六二二、〇〇〇円」に改め、同表(二)の項1中「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表(三)の項中「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、八〇〇円以内」を「六、〇〇〇円以内」 九、七〇〇円」に、「二人世帯 七、八〇〇円」を「二人世帯 八、〇〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表(六)の項中「五四七、〇〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に改め、同表(八)の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表(九)の項中「二〇六、〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六四、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表(土)の項中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表(土)の項中「一三三、九〇〇円」を「一三四、三〇〇円」に改める。

別表第二中「二〇、八〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一五、三〇〇円」

を「二五、四〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、九〇〇円」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社 岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		新 設		廃 止	
種 類		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R－2－4		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R－2－6		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R－2－5		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R－2－7	
能 力		1.6m³／h		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		－		工事完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	6.2	9.3	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5						
	C O D (mg／ℓ)	299	494						
	S S (mg／ℓ)	33	57						
	油 分 (mg／ℓ)	32	41						
	T－N (mg／ℓ)	19	38						
	T－P (mg／ℓ)	6	10						
	大腸菌群数 (個／cm³)	－	－						
	ふっ素 (mg／ℓ)	－	－						
	ほう素 (mg／ℓ)	－	－						
	ベンゼン (mg／ℓ)	－	－						
	ジクロロメタン (mg／ℓ)	－	－						
	チウラム (mg／ℓ)	－	－						
	1,4-ジオキサン (mg／ℓ)	－	－						
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	－	－							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業 の用に供する水洗施設 R-2-20		同左		46-イ 有機化学工業製品製造業 の用に供する水洗施設 R-2-23		同左	
能	力	2.4m ³ /h		同左		8.0m ³ /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに		-		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	9.2	14	9.2	14	30.7	45.7	30.7	45.7
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5	同左		同左		同左	
	C O D (mg/ℓ)	299	494						
	S S (mg/ℓ)	33	57						
	油 分 (mg/ℓ)	32	41						
	T-N (mg/ℓ)	19	38						
	T-P (mg/ℓ)	6	10						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-						
	ほう素 (mg/ℓ)	-	-						
	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01>	0.1	-	-	0.01>	0.1	-	-
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	-	-	同左		同左		同左	
	チウラム (mg/ℓ)	-	-						
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-						
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		46ーロ 有機化学工業製品製造業 の用に供するろ過施設 F-2-1		同左		46ーロ 有機化学工業製品製造業 の用に供するろ過施設 F-2-2		同左	
能 力		2 t / h		同左		1.5 t / h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに		-		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	6.2	9.3	同左		同左		同左	
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5						
	C O D (mg/ℓ)	299	494						
	S S (mg/ℓ)	33	57						
	油 分 (mg/ℓ)	32	41						
	T-N (mg/ℓ)	19	38						
	T-P (mg/ℓ)	6	10						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-						
	ほう素 (mg/ℓ)	-	-						
	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01>	0.1	-	-	0.01>	0.1	-	-
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	-	-	同左		同左		同左	
	チウラム (mg/ℓ)	-	-						
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-						
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

区 分		変 更 前		変 更 後	
種 類		46ーロ 有機化学工業製品製造業 の用に供する廃ガス洗浄 施設 G-2-1		同左	
能 力		800 L / m i n		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚染物質の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1	同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/ℓ)	299	494		
	S S (mg/ℓ)	33	57		
	油 分 (mg/ℓ)	32	41		
	T-N (mg/ℓ)	19	38		
	T-P (mg/ℓ)	6	10		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-		
	ほう素 (mg/ℓ)	-	-		
	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01>	0.1	-	-
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	-	-	同左	
	チウラム (mg/ℓ)	-	-		
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-		
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年6月16日から同年7月7日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

◎岡山県告示第三百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ高梁

2 所在地

高梁市横町一〇七二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

2 主たる事務所の所在地

高梁市有漢町有漢八五一―

三 指定年月日

平成二十七年五月一日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇六八

五 事業の種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第三百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Little Plus

2 所在地

玉野市宇野七ー二四ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人春洋会青井医院

2 主たる事務所の所在地

玉野市宇野二ー三二ー七

三 指定年月日

平成二十七年五月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四〇七

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

麺工房 宙

2 所在地

久米郡久米南町上弓削一五六三ー六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 主たる事務所の所在地

津山市津山口三〇六

三 指定年月日

平成二十七年五月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二一五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

◎岡山県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

生産物等売払代金に係る収納事務

二 委託した収入の種類

生産物等売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

- 1 高梁市落合町阿部一七〇〇番地
備中開発株式会社 代表取締役 仲田 泰彦
 - 2 高梁市中原町一三八三番地
びほく農業協同組合 代表理事組合長 中山 晃一
 - 3 高梁市津川町今津八八三番地一
びほく農業協同組合 グリーンセンター 所長 藤井 基司
 - 4 新見市高尾二四二三番地
阿新農業協同組合 代表理事組合長 二摩 紀昭
 - 5 真庭市落合垂水一〇六四番地の一
真庭農業協同組合 代表理事組合長 薬師寺真人
 - 6 真庭市中島四一八番地の一
株式会社真庭ノウキョウ連合青果市場 代表取締役 青木 功
 - 7 真庭市落合垂水一〇六四番地の一
真庭農業協同組合 代表理事組合長 薬師寺真人
 - 8 美作市明見一七二番地二
勝英農業協同組合 代表理事組合長 明石 和俊
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 1 高梁市落合町阿部一七〇〇番地
高梁ふるさと特産ゆめ市場
 - 2 高梁市成羽町佐々木一六番地

平成27年6月16日 岡山県公報 第11694号

神楽の里

3 高梁市津川町今津八八三番地一

びほく農業協同組合グリーンセンター

4 新見市高尾二四二三番地

阿新農業協同組合

5 真庭市草加部一八一〇番地

全農岡山県本部総合家畜市場

6 真庭市中島四一八番地の一

株式会社真庭ノウキョウ連合青果市場

7 真庭市中島四二二番地の一

J Aまにわきらめきの里

8 勝田郡勝央町植月中八五八番地四

勝英農業協同組合営農センター

五 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

〔二三五〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年五月八日及び同月十四日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年六月二日

三 諮問及び答申の事項

1 平成二十七年五月八日付け諮問

災害拠点病院の指定について

2 平成二十七年五月十四日付け諮問

地域医療支援病院の名称使用の承認について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室において閲覧
することができる。